

第1期中期目標期間に係る精算処理について

1. 独立行政法人は、運営費交付金を受領した際、運営費交付金債務として整理し、業務の進行に応じて収益化を行うものであるが、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとなる。(独法会計基準第 80)
2. また、中期目標期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益を積立金として整理(独法会計基準第 93)し、積立金の整理は、独立行政法人通則法第 44 条及び独立行政法人統計センター法第 13 条の規定に基づき、積立金から次期中期目標に繰り越すべき金額を控除し、なお残余がある場合は国庫に返納することとなる。

積立金内訳(第1期中期目標期末)

・ 平成 15 年度未処分利益	24,641,276 円	
・ 平成 16 年度未処分利益	223,609,198 円	
・ 平成 17 年度未処分利益	352,064,160 円	
・ 平成 18 年度未処分利益	52,275,898 円	
・ 平成 19 年度未処分利益	899,407,543 円	
積立金合計	1,502,715,523 円	A
次期中期目標繰越相当額 (前払金、貯蔵品)	4,900,169 円	B
国庫納付額(A-B)	<u>1,497,815,354 円</u>	

次期中期目標繰越相当額内訳

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ 前払金、長期前払金(システム保守経費) | 4,884,809 円 |
| ・ 貯蔵品(切手、プリペイドカード) | 15,360 円 |